

金融庁告示第七十九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二等の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）等の特例を次のように定める。

平成二十年十二月十二日

金融庁長官 佐藤 隆文

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例）

第一条 平成二十四年三月三十一日までの間、海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条において「銀行告示」という。）第二条に規定する海外営業拠点をいう。以下この条において同じ。）を有する銀行に係る銀行法第十四条の二に規定する基準は、銀行告示を次項により読み替えた基準（以下この項において「新基準」という。）とすることができる。ただし、当該銀行が新基準を採用する場合

には、平成二十四年三月三十一日までの間これを継続しなければならない。

- 2 海外営業拠点を有する銀行に係る銀行告示については、銀行告示第五条第一項中「その他有価証券評価差額金が負の値」とあるのは「その他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券（第五十六条から第五十八条まで及び第六十条の規定により零パーセントのリスク・ウエイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値」と、「同号に規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」と、「時価評価されているその他有価証券」とあるのは「時価評価されているその他有価証券（零リスク・ウエイト債券を除く。）」と、「第六条第一項第一号中」を除く」とあるのは「及び零リスク・ウエイト債券を除く」と、第十七条第一項中「規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」と、第十八条第一項第一号中「を除く」とあるのは「及び零リスク・ウエイト債券を除く」とする。

- 3 平成二十四年三月三十一日までの間、海外営業拠点を有しない銀行に係る銀行告示については、銀行告

示第二十八条第一項中「その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定」とあるのは「為替換算調整勘定」と、第四十条第一項中「、その他有価証券評価差損及び」とあるのは「及び」とする。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例）

第二条 平成二十四年三月三十一日までの間、海外営業拠点（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下この条において「銀行持株会社告示」という。）第二条に規定する海外営業拠点をいう。以下この条において同じ。）を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に係る銀行法第五十二条の二十五に規定する基準は、銀行持株会社告示を次項により読み替えた基準（以下この項において「新基準」という。）とすることができる。ただし、当該銀行持株会社及びその子会社が新基準を採用する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間これを継続しなければならない。

2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に係る銀行持

株式会社告示については、銀行持株会社告示第五条第一項中「その他有価証券評価差額金が負の値」とあるのは、「その他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券（第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の規定により零パーセントのリスク・ウエイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下この項及び第六条第一項第一号において同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値」と、「同号に規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」と、「時価評価されているその他有価証券」とあるのは「時価評価されているその他有価証券（零リスク・ウエイト債券を除く。）」と、第六条第一項第一号中「を除く」とあるのは「及び零リスク・ウエイト債券を除く」とする。

3 平成二十四年三月三十一日までの間、海外営業拠点を有しない銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社に係る銀行持株会社告示については、銀行持株会社告示第十七条第一項中「その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定」とあるのは、「為替換算調整勘定」とする。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用

金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例)

第三条 平成二十四年三月三十一日までの間、信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下この条において「信用金庫告示」という。）第二条に規定する海外拠点をいう。以下この条において同じ。）を有しない信用金庫連合会に係る信用金庫告示については、信用金庫告示第四条第一項中「その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける

当該合計額をいうものとする。第二十二条において同じ。）、「為替換算調整勘定」と、第十三条第一項中「及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第三十四条において同じ。）の合計額」とあるのは「の額」とする。

2 平成二十四年三月三十一日までの間、海外拠点を有する信用金庫連合会に係る信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二に規定する基準は、信用金庫告示を次項により読み替えた基準（以下この項において「新基準」という。）とすることができる。ただし、当該信用金庫連合会が新基準を採用する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間これを継続しなければならぬ。

3 海外拠点を有する信用金庫連合会に係る信用金庫告示については、信用金庫告示第四条第一項中「その他有価証券評価差額金が負の値」とあるのは「その他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券（第

五十条から第五十二条まで及び第五十四条の規定により零パーセントのリスク・ウェイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値」と、「同号に規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」と、「時価評価されているその他有価証券」とあるのは「時価評価されているその他有価証券（零リスク・ウェイト債券を除く。）」と、第十三条第一項中「規定するその他有価証券評価差額金」とあるのは「規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）」と、第二十三条第一項第一号及び第三十五条第一項第一号中「を除く」とあるのは「及び零リスク・ウェイト債券を除く」とする。

（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例）

第四条 平成二十四年三月三十一日までの間、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において

準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）第四条第一項中「その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）」、為替換算調整勘定」とあるのは「為替換算調整勘定」と、第十三条第一項中「及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額」とあるのは

「の額」とする。

（銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例）

第五条 平成二十四年三月三十一日までの間、銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監大蔵省督庁告示第三十一号）第一条第一項中「第十七条」とあるのは「第十七条（銀行法第十四条の二の規定に

基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するため
の基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。次条第一項において「特例告示」という。）第一条
第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた自己資本比率告示第十七条
とする。」と、第二条第一項中「自己資本比率告示第四十条」とあるのは「特例告示第一条第三項によ
り読み替えられた自己資本比率告示第四十条」とする。

（銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき、銀行法第十四条の二
第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特

例)

第六条 平成二十四年三月三十一日までの間、銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁告示第三十三号）第一条第一項中「自己資本比率告示第五条又は連結自己資本比率告示第五条」とあるのは「自己資本比率告示第五条（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。以下「特例告示」という。）第一条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた自己資本比率告示第五条とする。）又は連結自己資本比率告示第五条（特例告示第二条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた連結自己資本比率告示第五条とする。）と、同条第二項中「第十七条」とあるのは「第十七条（特例告示第一条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた自己資本比率告示第十七条とする。）と、第二条第一項中「自己資本比率告示第二十八条又は連結自己資本比率告示第十七条」とあるのは「特例告示第一条第三項により読み替えられた自己資本

比率告示第二十八条又は特例告示第二条第三項により読み替えられた連結自己資本比率告示第十七条」と、同条第二項中「自己資本比率告示第四十条」とあるのは「特例告示第一条第三項により読み替えられた自己資本比率告示第四十条」とする。

（信用金庫法施行規則第百十五条第二項の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例）

第七条 平成二十四年三月三十一日までの間、信用金庫法施行規則第百十五条第二項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年^{金融監督庁}大蔵省告示第三十七号）第一条中「自己資本比率告示第十

三条」とあるのは「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。次条第一項において「特例告示」という。）第三条第一項により読み替えられた自己資本比率告示第十三条」と、第二条第一項中「第三十四条」とあるのは「第三十四条（特例告示第三条第二項に規定する新基準を採用する場合は、同条第三項により読み替えられた自己資本比率告示第三十四条とする。）」とする。

(信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例)

第八条 平成二十四年三月三十一日までの間、信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金

庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資

本の額に必要な調整を定める件(平成十年 金融監督庁
大蔵省 告示第三十九号)第一条第一項中「自己資本比率告

示第四条」とあるのは「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例(平成二十年金融庁告示第七十九号

。以下「特例告示」という。)第三条第一項により読み替えられた自己資本比率告示第四条」と、同条第

二項中「自己資本比率告示第十三条」とあるのは「特例告示第三条第一項により読み替えられた自己資本

比率告示第十三条」と、第二条第一項中「第二十二條」とあるのは「第二十二條(特例告示第三条第二項

に規定する新基準を採用する場合は、同条第三項により読み替えられた自己資本比率告示第二十二條とす

る。) 」と、同条第二項中「第三十四條」とあるのは「第三十四條(特例告示第三条第二項に規定する新

基準を採用する場合は、同条第三項により読み替えられた自己資本比率告示第三十四條とする。) 」とす

る。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第二項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例）

第九条 平成二十四年三月三十一日までの間、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第二項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第四十号）中「、基本的項目の額」とあるのは、「、基本的項目の額（銀行法第十四条の二の規定に

基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するため
の基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号）第四条により読み替えられた」とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例）

第十条 平成二十四年三月三十一日までの間、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第

四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条

の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年
金融監督庁
大蔵省 告

示第四十二号）第一項中「、基本的項目の額」とあるのは「、基本的項目の額（銀行法第十四条の二の

規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断す

るための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。次項において「特例告示」という。）第四条

により読み替えられた」と、第二項中「自己資本比率告示第十三条」とあるのは「特例告示第四条により

読み替えられた自己資本比率告示第十三条」とする。

（銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条

の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等の特例）

第十一条 平成二十四年三月三十一日までの間、銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び

第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必

要な調整等（平成十四年金融庁告示第十四号）第一条第一項中「）第五条」とあるのは「。以下この項に

において「銀行告示」という。〕第五条」と、「とする。」とあるのは「とする。ただし、銀行が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。以下「特例告示」という。）第一条第二項又は第三項により読み替えられた銀行告示による基準を採用する場合は、それぞれ同条第二項により読み替えられた銀行告示第五条に規定する基本的項目の額又は特例告示第一条第三項により読み替えられた銀行告示第二十八条に規定する基本的項目の額とする。」と、第四条第一項中「〕第二十二条」とあるのは「。以下この項において「信用金庫告示」という。〕第二十二条」と、「とする。」とあるのは「とする。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会が特例告示第三条第一項又は第三項により読み替えられた信用金庫告示による基準を採用する場合は、それぞれ同条第一項により読み替えられた信用金庫告示第四条に規定する基本的項目の額又は特例告示第三条第三項により読み替えられた信用金庫告示第二十二條に規定する基本的項目の額とする。」と、第五条第一項中「〕第五条」とあるのは「。以下この項において「銀行持株会社告示」という。〕第五条」と、「とする。」とあるのは「とする。ただし、銀行持株会社及びその子会社が特例告示第二条第二項又は第三項により読み替えられた銀行持株会社告示による基

準を採用する場合は、それぞれ同条第二項により読み替えられた銀行持株会社告示第五条に規定する基本的項目の額又は特例告示第二条第三項により読み替えられた銀行持株会社告示第十七条に規定する基本的項目の額とする。」とする。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の特例）

第十二条 平成二十四年三月三十一日までの間、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十五号）

第一条中「による。」とあるのは、「による。ただし、銀行又は銀行持株会社及びその子会社が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。以下この条において「特例告示」という。）第一条第二項若しくは第三項により読み替えられた自己資本比率告示又は特例告示第二条第二項若しくは第三項により読み替えられた連結自己資本比率告示による基準を採用する場合は、それぞれ特例告示第一条第二項若しくは第三項により読み替えられた自己資本比率告示又は特例告示第二条第二項

若しくは第三項により読み替えられた連結自己資本比率告示において使用する用語の例による。」とする。

（信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の特例）

第十三条 平成二十四年三月三十一日までの間、信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十六号）第一条中「による。」とあるのは、「による。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号）第三条第一項又は第三項により読み替えられた自己資本比率告示による基準を採用する場合は、それぞれ同条第一項又は第三項により読み替えられた自己資本比率告示において使用する用語の例による。」とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の特例）

第十四条 平成二十四年三月三十一日までの間、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）第一条中「用語は、」とあるのは、「用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するため
の基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号）第四条により読み替えられた」とする。

（銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する金融庁長官の定める額を定める件の特例）

第十五条 平成二十四年三月三十一日までの間、銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する金融庁長官の定める額を定める件（平成二十年金融庁告示第七十七号）中「第五条」とあるのは「。以下「自己資本比率告示」という。」第五条」と、「とする。」とあるのは「とする。ただし、銀行持株会社及びその子会社が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。以下「特例告示」という。）第二条第二項又は第三項により読み替えられた自己

資本比率告示による基準を採用する場合は、それぞれ同条第二項により読み替えられた自己資本比率告示第五条に規定する基本的項目の額又は特例告示第二条第三項により読み替えられた自己資本比率告示第十条に規定する基本的項目の額とする。」とする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。